

# 長野原町国民保護計画

《 案 》

令和 6 年10月

長 野 原 町



# 目 次

---

## 第1編 総論

|     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| 第1章 | 町の責務、計画の位置づけ、構成等   | 1 |
| 1   | 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2   | 町国民保護計画の対象         | 1 |
| 3   | 町国民保護計画の構成         | 2 |
| 4   | 町国民保護計画の見直し、変更手続   | 2 |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針     | 3 |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等    | 5 |
| 第4章 | 町の地理的、社会的特徴        | 7 |
| 第5章 | 町国民保護計画が対象とする事態    | 9 |
| 1   | 武力攻撃事態             | 9 |
| 2   | 緊急処理事態             | 9 |

## 第2編 平素からの備えや予防

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | 組織・体制の整備等                    | 10 |
| 第1  | 町における組織・体制の整備                | 10 |
| 1   | 町の各課室における平素の業務               | 10 |
| 2   | 町職員の参集基準等                    | 12 |
| 3   | 消防機関の体制                      | 14 |
| 4   | 住民等の権利利益の救済に係る手続等            | 15 |
| 第2  | 関係機関との連携体制の整備                | 16 |
| 1   | 基本的考え方                       | 16 |
| 2   | 県との連携                        | 16 |
| 3   | 近接市町村との連携                    | 17 |
| 4   | 指定公共機関等との連携                  | 17 |
| 5   | ボランティア団体等に対する支援              | 18 |
| 第3  | 通信の確保                        | 19 |
| 第4  | 情報収集・提供等の体制整備                | 20 |
| 1   | 基本的考え方                       | 20 |
| 2   | 警報等の伝達に必要な準備                 | 21 |
| 3   | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備         | 22 |
| 4   | 被災情報の収集・報告に必要な準備             | 23 |
| 第5  | 研修及び訓練                       | 24 |
| 1   | 研修                           | 24 |
| 2   | 訓練                           | 24 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 26 |

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
| 1   | 避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 6 |
| 2   | 避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・      | 2 7 |
| 3   | 救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 7 |
| 4   | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・    | 2 7 |
| 5   | 避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 8 |
| 6   | 生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 8 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・        | 2 9 |
| 1   | 町における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・       | 2 9 |
| 2   | 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・・・・・・  | 2 9 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・          | 3 1 |
| 1   | 国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・        | 3 1 |
| 2   | 武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発・・ | 3 1 |

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

|     |                                   |     |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・        | 3 2 |
| 1   | 緊急事態発生直後の対応・・・・・・・・・・             | 3 2 |
| 2   | 緊急事態発生時の初動体制・・・・・・・・・・            | 3 2 |
| 3   | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・         | 3 3 |
| 第2章 | 町対策本部の設置等・・・・・・・・・・               | 3 4 |
| 1   | 町対策本部の設置・・・・・・・・・・                | 3 4 |
| 2   | 通信の確保・・・・・・・・・・                   | 4 0 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携・・・・・・・・・・               | 4 1 |
| 1   | 国・県の対策本部との連携・・・・・・・・・・            | 4 1 |
| 2   | 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等・・ | 4 1 |
| 3   | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・          | 4 2 |
| 4   | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・          | 4 2 |
| 5   | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・            | 4 3 |
| 6   | 町の行う応援等・・・・・・・・・・                 | 4 3 |
| 7   | ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・          | 4 3 |
| 8   | 住民等への協力要請・・・・・・・・・・               | 4 4 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・              | 4 5 |
| 第1  | 警報の伝達等・・・・・・・・・・                  | 4 5 |
| 1   | 警報の内容の伝達等・・・・・・・・・・               | 4 5 |
| 2   | 警報の内容の伝達方法・・・・・・・・・・              | 4 6 |
| 3   | 緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・             | 4 7 |
| 第2  | 避難住民等の誘導等・・・・・・・・・・               | 4 8 |
| 1   | 避難の指示の通知・伝達・・・・・・・・・・             | 4 8 |
| 2   | 避難実施要領の策定・・・・・・・・・・               | 4 9 |
| 3   | 避難住民等の誘導・・・・・・・・・・                | 5 2 |
| 4   | 避難住民等の受入れ・・・・・・・・・・               | 5 4 |
| 第5章 | 救援・・・・・・・・・・                      | 5 7 |
| 1   | 救援の実施・・・・・・・・・・                   | 5 7 |

|      |                       |    |
|------|-----------------------|----|
| 2    | 関係機関との連携              | 57 |
| 3    | 救援の内容                 | 58 |
| 4    | 救援物資等の確保              | 58 |
| 第6章  | 安否情報の収集・提供            | 59 |
| 1    | 安否情報の収集               | 60 |
| 2    | 県に対する報告               | 60 |
| 3    | 安否情報の照会に対する回答         | 60 |
| 4    | 日本赤十字社に対する協力          | 61 |
| 第7章  | 武力攻撃災害への対処            | 63 |
| 第1   | 武力攻撃災害への対処            | 63 |
| 1    | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方     | 63 |
| 2    | 武力攻撃災害の兆候の通報          | 63 |
| 第2   | 応急措置等                 | 64 |
| 1    | 退避の指示                 | 64 |
| 2    | 警戒区域の設定               | 65 |
| 3    | 応急公用負担等               | 66 |
| 4    | 消防に関する措置等             | 66 |
| 第3   | 生活関連等施設における災害への対処等    | 69 |
| 1    | 生活関連等施設の安全確保          | 69 |
| 2    | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 69 |
| 第4   | NBCR攻撃による災害への対処等      | 71 |
| 1    | NBCR攻撃による災害への対処       | 71 |
| 2    | 汚染原因に応じた対応            | 72 |
| 3    | 国の対策本部等との緊密な連携        | 74 |
| 第8章  | 被災情報の収集及び報告           | 75 |
| 1    | 被害情報の収集及び報告           | 75 |
| 第9章  | 保健衛生の確保その他の措置         | 76 |
| 1    | 保健衛生の確保               | 76 |
| 2    | 廃棄物の処理                | 77 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置         | 78 |
| 1    | 生活関連物資等の価格安定          | 78 |
| 2    | 避難住民等の生活安定等           | 78 |
| 3    | 生活基盤等の確保              | 78 |
| 4    | 支援措置の広報               | 78 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理          | 79 |
| 1    | 特殊標章等                 | 79 |
| 2    | 特殊標章等の交付及び管理          | 80 |
| 3    | 特殊標章等に係る普及啓発          | 80 |
| 第4編  | 復旧等                   |    |
| 第1章  | 応急の復旧                 | 81 |
| 1    | 基本的考え方                | 81 |

|      |                            |       |
|------|----------------------------|-------|
| 2    | 公共的施設の応急の復旧                | 8 1   |
| 第2章  | 武力攻撃災害の復旧                  | 8 2   |
| 1    | 国における所要の法制の整備等             | 8 2   |
| 2    | 町が管理する施設及び設備の復旧            | 8 2   |
| 第3章  | 国民保護措置に要した費用の支弁等           | 8 3   |
| 1    | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求  | 8 3   |
| 2    | 損失補償及び損害補償                 | 8 3   |
| 3    | 総合調整及び指示に係る損失の補てん          | 8 3   |
| 第5編  | 緊急対処事態への対処                 |       |
| 1    | 緊急対処事態                     | 8 4   |
| 2    | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達        | 8 4   |
| 第6編  | 首都圏等への支援                   | 8 5   |
| 資料編  |                            |       |
| 資料1  | 長野原町国民保護協議会条例              | 8 8   |
| 資料2  | 長野原町国民保護協議会委員              | 8 9   |
| 資料3  | 長野原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 | 9 0   |
| 資料4  | 用語集                        | 9 1   |
| 資料5  | 関係機関の連絡先                   | 9 4   |
| 資料6  | 大規模集客等施設の連絡先               | 9 7   |
| 資料7  | 医療・福祉機関等の連絡先               | 9 8   |
| 資料8  | 避難施設の連絡先                   | 9 9   |
| 資料9  | 備蓄【町備蓄物資】                  | 1 0 0 |
| 資料10 | 人口等データ                     | 1 0 1 |
| 資料11 | 緊急輸送道路                     | 1 0 1 |
| 資料12 | 交通輸送手段等                    | 1 0 2 |
| 資料13 | 避難実施要領                     | 1 0 3 |
| 資料14 | 様式集                        | 1 0 7 |

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 町国民保護計画の対象

町国民保護計画では、町内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで町内に滞在している人、町内を通過中の人など、町内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現する。

### 3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

### 4 町国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 住民等の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 住民等に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 住民等の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、長野原町消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮する。

### (7) 国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

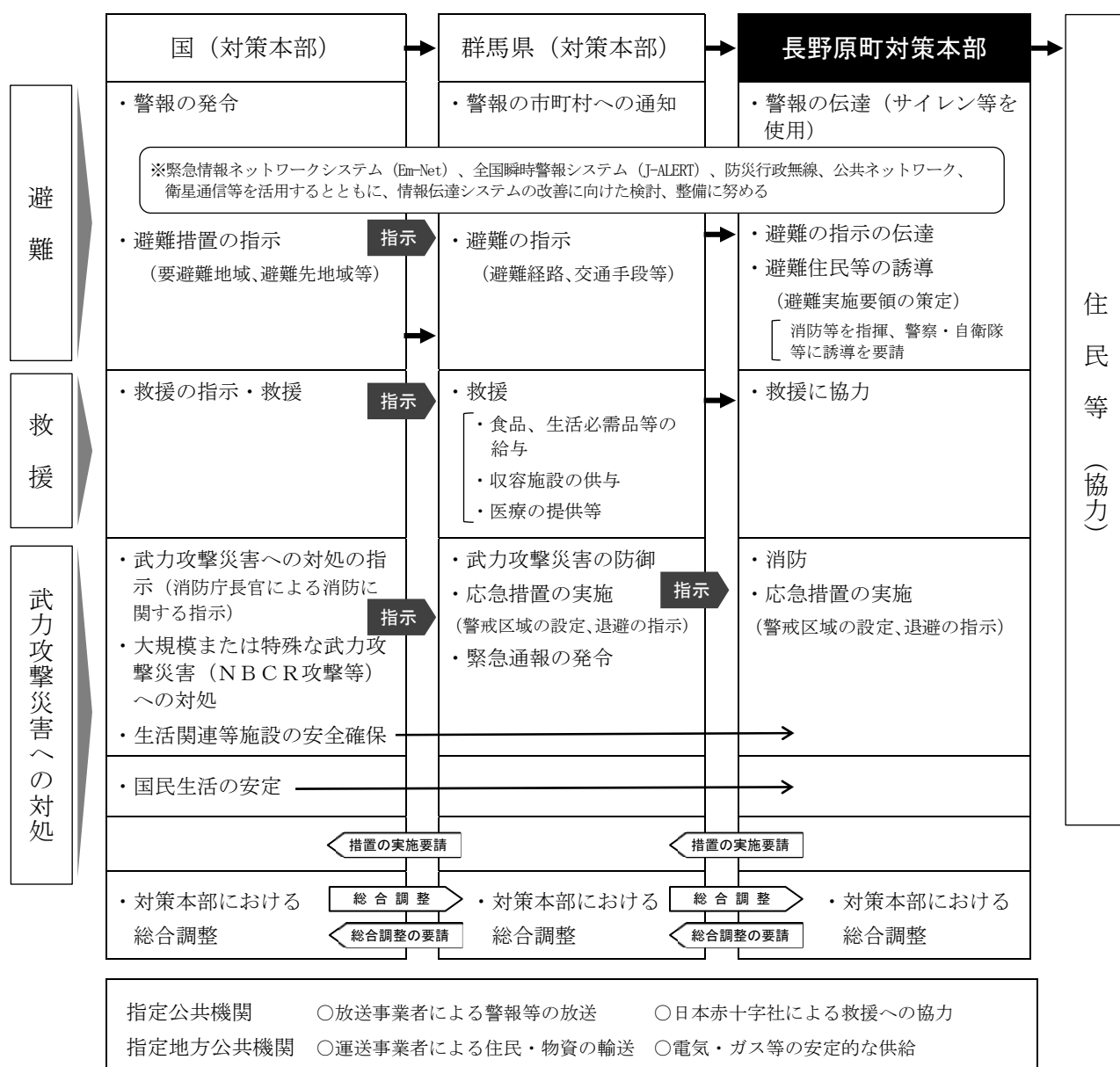
町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## ○町の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野原町  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町国民保護計画の作成</li> <li>2 町国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> |

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 位置と地勢

町は、県の西北部に位置し、前橋市から約56km、東京から約150kmの圏内にある。

東は東吾妻町、高崎市、西は嬭恋村、北は草津町、中之条町、南は長野県軽井沢町に接している。町の北部を東西に吾妻川が流れ、平行してJR吾妻線と国道144号、145号が走っている。

また、南部の浅間高原地帯から吾妻川に向かって熊川が流れ、与喜屋地区で合流している。

町域は、東西12km、南北18km、総面積は133.93㎡で、町土の80%近くが山林原野等である。南北に細長い地形と高低差が約1,000mもあることから多彩な自然に恵まれている。

町の北部は、吾妻川に沿って集落が立ち並ぶ標高510m～830mの山岳傾斜地帯で、山が近くまで迫り平らな土地はほとんどない。南部は、浅間山の北麓に広がる標高850m～1,350mの浅間高原地帯で、平均気温は8月が20度くらい、2月はマイナス6度くらいで、最低気温はマイナス20度まで下がることもある。

北軽井沢（長野県境付近）の一部地域は上信越高原国立公園に含まれている。

### (2) 気候

年間平均気温は10度、降水量は約1,200mmであり、冬期の寒さが厳しい土地であるが、隣接する草津町等と比較すると、降雪量は比較的少ない。

また、夏期には冷涼であることから、避暑地に好適な気候となっている。

### (3) 人口分布

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は5,095人であり、昭和40年と比べると2,652人、約34%減少している。推移の状況は、昭和50年から平成12年の間、増減を繰り返しながらわずかな減少に留まっていたが、平成17年は急激な減少をみせている。

一方、世帯数は、令和2年2,191世帯あり一番多かった平成12年から比べると人口とともに減少しているが、昭和40年と比べると444世帯、約25%増加している。年少人口の減少とともに、少子高齢化、核家族化の進行が顕著である。

したがって、ひとり暮らしの高齢者等、援護を要するいわゆる災害弱者の増加に対して防災面における、ソフト、ハード両面からの対策が必要となっている。

(各年10月1日現在、国勢調査)

| 年     | 人口    | 世帯数   | 1世帯当たり人数 | 年少人口<br>(0～14歳) |       | 生産年齢人口<br>(15～64歳) |       | 高齢者人口<br>(65歳～) |       |
|-------|-------|-------|----------|-----------------|-------|--------------------|-------|-----------------|-------|
|       |       |       |          | 人口              | 割合    | 人口                 | 割合    | 人口              | 割合    |
| 昭和40年 | 7,747 | 1,747 | 4.43     | —               | —     | —                  | —     | —               | —     |
| 昭和45年 | 7,342 | 1,855 | 3.96     | —               | —     | —                  | —     | —               | —     |
| 昭和50年 | 7,194 | 1,911 | 3.76     | —               | —     | —                  | —     | —               | —     |
| 昭和55年 | 7,237 | 2,030 | 3.57     | 1,788           | 24.01 | 4,617              | 63.80 | 842             | 11.63 |
| 昭和60年 | 7,063 | 2,033 | 3.47     | 1,617           | 22.89 | 4,428              | 62.69 | 1,018           | 14.41 |
| 平成2年  | 6,878 | 2,096 | 3.28     | 1,341           | 19.50 | 4,342              | 63.13 | 1,195           | 17.37 |
| 平成7年  | 7,017 | 2,300 | 3.05     | 1,160           | 16.53 | 4,389              | 62.55 | 1,468           | 20.92 |
| 平成12年 | 6,939 | 2,446 | 2.84     | 1,086           | 15.65 | 4,262              | 61.42 | 1,591           | 22.93 |
| 平成17年 | 6,563 | 2,411 | 2.72     | 945             | 14.40 | 3,984              | 60.70 | 1,634           | 24.90 |
| 平成22年 | 6,017 | 2,295 | 2.62     | 802             | 13.33 | 3,489              | 57.99 | 1,726           | 28.69 |
| 平成27年 | 5,536 | 2,322 | 2.38     | 578             | 10.44 | 3,142              | 56.77 | 1,815           | 32.79 |
| 令和2年  | 5,095 | 2,191 | 2.33     | 434             | 8.60  | 2,621              | 51.94 | 1,991           | 39.45 |

#### (4) 交通

J R 吾妻線（町内に4駅）が吾妻川沿いに走り、川原湯温泉駅と長野原草津口駅には、上野駅からの「特急草津・四万号」が停車し、首都圏からの多くの観光客、スキー客等に利用されている。

町内のバス路線は、J R バス関東、草軽交通が運行しているが、自家用車の普及によって利用者が減少しているため、町と住民が一体となって存続確保に努めている。幹線道路は、町内に144号、145号、146号、292号、406号と5本の国道が走っている。144号、145号、146号の3国道の起点は羽根尾地区の交差点にあり、「羽根尾国道三起点」として、全国的にも珍しい地となっている。さらに、大津地区には292号の起点もある。

また、国道145号長野原バイパスが平成10年3月に開通し、市街地の混雑が緩和されたが、その後、関越自動車道・上信越自動車道に接続する上信自動車道がハッ場ダム地域に整備された。現在、上信自動車道（長野原嬭恋バイパス事業（設計用地調査））が開始されている。

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型について、発生の可能性が高いと想定している。

- ① ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ② 弾道ミサイル攻撃
- ③ 着上陸侵攻
- ④ 航空攻撃

### 2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

放射性同位元素等使用施設の占拠、核燃料を輸送中の車両の奪取、オイルタンクなどの爆破

- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

行政庁舎の爆破、ターミナル駅・大量輸送機関の爆破、大規模集客等施設の爆破、学校・病院・行政機関の占拠

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

行政庁舎などに対する航空機による自爆テロ

- ② 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

行政庁舎・ターミナル駅・大規模集客等施設に対するBCR兵器による攻撃、浄水場への毒物混入

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 町の各課室における平素の業務

町の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【町の各課室における平素の業務】

| 部局名   | 平素の業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・ 町国民保護対策本部に関する事</li><li>・ 避難実施要領の策定に関する事</li><li>・ 国民保護対策本部等の体制に関する事</li><li>・ 県及び関係機関との連絡調整に関する事</li><li>・ 自主防災組織の活動支援に関する事</li><li>・ 通信体制の整備に関する事</li><li>・ 情報の収集及び提供体制の整備に関する事</li><li>・ 国民保護措置、職員の研修及び訓練に関する事</li><li>・ 職員の服務及び動員の調整に関する事</li><li>・ 避難及び救援等に係る体制の整備に関する事</li><li>・ 広報・広聴体制の整備に関する事</li><li>・ 生活関連等施設の安全確保に関する事</li><li>・ 物資及び資機材の備蓄に関する事</li><li>・ 国民保護に関する啓発に関する事</li><li>・ 特殊標章の交付及び管理に関する事</li><li>・ 緊急車両、輸送車両等の確保、配車に関する事</li><li>・ 住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関する事</li><li>・ 住民等の権利利益の救済に係る手続に関する事</li><li>・ 所管資料の整備に関する事</li></ul> |
| 議会事務局 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 所管施設の安全管理に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

【町の各課室における平素の業務】

| 部局名         | 平素の業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町民生活課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・避難行動要支援者の支援体制の整備及び啓発に関する事</li> <li>・子どもに対する支援体制の整備及び啓発に関する事</li> <li>・医療及び救急体制の整備に関する事</li> <li>・救援物資の集配体制の整備に関する事</li> <li>・医薬品及び医療資機材の調達供給に関する事</li> <li>・赤十字標章の交付及び管理に関する事</li> <li>・社会福祉協議会が実施するボランティアの受け入れ体制の支援に関する事</li> </ul> |
| 保健センター      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地、埋火葬に関する事</li> <li>・感染症の対策に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| へき地診療所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集処理及びごみ収集処理に関する事</li> <li>・廃棄物処理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |
| 未来ビジョン推進課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設、大規模集客施設等における保護措置の実施体制に関する事</li> <li>・所管資料の整備に関する事</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 浅間山ジオパーク推進室 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 農 林 課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管資料の整備に関する事</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |
| 建 設 課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川の状況把握等、輸送力の確保に関する事</li> <li>・所管資料の整備に関する事</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                               |
| 上下水道課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管資料の整備に関する事</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |
| 教 育 課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒等の安全確保支援体制の整備及び啓発に関する事</li> <li>・所管資料の整備に関する事</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 税 務 課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査（主に固定資産）の体制に関する事</li> <li>・所管資料の整備に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |
| 出 納 室       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管資料の整備に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 消防本部        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）</li> <li>・住民等の避難誘導に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |

※国民保護に関する業務の総括、各課室所間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行う。

## 2 町職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

#### ① 町役場での対応充実

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、吾妻広域消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

#### ② 消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領）に限定して消防本部に事務を委ねることが選択肢として考えられる。その際、構成町村においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該町村が消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。平素より、各町村と消防本部との連携を密にし、各町村の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

### (3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### ① 町内で緊急事態が発生した場合の対応

町内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもある。この場合、原因が明らかになるまでの間、国民保護業務担当課は情報収集などに努めることとするが、被害の状況に応じて、「長野原町地域防災計画」（以下「町防災計画」という。）に基づく「長野原町災害対策本部」（以下「町災害対策本部」という。）又は「長野原町災害警戒本部」（以下「町災害警戒本部」という。）を設置して対応する。

その後、国において武力攻撃の認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部設置の指定が通知（以下「本部設置指定」という。）されれば、直ちに「**長野原町国民保護対策本部**」（以下「**町対策本部**」という。）に移行して国民保護措置を実施する。

なお、本部設置指定前は、「**長野原町国民保護準備本部**」（以下「**町準備本部**」という。）を設置して、情報収集などを実施する。

#### 資料3 長野原町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

## ② 町外で武力攻撃が発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃が発生し、国において事態認定が行われた場合でも、町内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「**長野原町国民保護情報連絡室**」（以下「**町情報連絡室**」という。）を設置し、国民保護業務担当課で情報収集などを実施する。

しかし、町内でも武力攻撃が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに町対策本部を設置して国民保護措置を実施する。

なお、本部設置指定前は、町準備本部を設置して、情報収集などを実施する。

### 【職員参集基準】

| 体 制            | 参集基準           |
|----------------|----------------|
| ① 町防災計画による体制   | 町防災計画による参集基準   |
| ② 町国民保護情報連絡室体制 | 町国民保護業務担当職員が参集 |
| ③ 町国民保護準備本部体制  | 全ての職員が町役場等に参集  |
| ④ 町国民保護対策本部体制  | 全ての職員が町役場等に参集  |

### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況                 |       | 体制の判断基準                                            | 体制 |
|-----------------------|-------|----------------------------------------------------|----|
| 町内で緊急事態が発生            | 事態認定前 | 原因が不明確な状況で発生した緊急事態<br>(未確認情報等)                     | ①  |
|                       |       | 町防災計画による体制が適用できない場合<br>(緊急事態の原因が武力攻撃であることが確実な場合など) | ③  |
|                       | 事態認定後 | 国民保護対策本部設置が閣議決定されていない場合                            | ③  |
|                       |       | 国民保護対策本部設置の指定を受けた場合                                | ④  |
| 町外で武力攻撃が発生<br>(事態認定後) |       | 町外で武力攻撃が発生し、警報の通知を受けた場合                            | ②  |
|                       |       | 町内でも、武力攻撃が発生したが、国民保護対策本部設置の指定が閣議決定されていない場合         | ③  |
|                       |       | 国民保護対策本部設置の指定の通知を受けた場合                             | ④  |

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保（総務課）

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応（総務課）

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

| 名 称   | 代替職員（第1順位） | 代替職員（第2順位） | 代替職員（第3順位） |
|-------|------------|------------|------------|
| 町 長   | 副 町 長      | 教 育 長      | 総務課長       |
| 副 町 長 | 教 育 長      | 総務課長       | 次 長        |
| 総務課長  | 次 長        | 総務係長       | 人事財政係長     |

(6) 職員の服務基準

町は、「(3)町の体制及び職員の参集基準等」における①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保      等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連

携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

#### 4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

##### (1) 住民等の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

##### 【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

|                         |                                                       |     |
|-------------------------|-------------------------------------------------------|-----|
| 損失補償<br>(法第159条第1項)     | 特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）                              | 担当課 |
|                         | 特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）                            | 総務課 |
|                         | 土地等の使用に関すること。（法第82条）                                  |     |
|                         | 応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）                           |     |
| 損害補償<br>(法第160条)        | 住民等への協力要請によるもの<br>（法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項） |     |
| 不服申立てに関すること。（法第6条、175条） |                                                       |     |
| 訴訟に関すること。（法第6条、175条）    |                                                       |     |

##### (2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

町は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

特に、町及び消防機関は、武力攻撃が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### (4) 消防機関との連携

町は平素から町国民保護計画、武力攻撃災害への対処、避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

資料5 関係機関の連絡先

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

資料7 医療・福祉機関等の連絡先

### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料5 関係機関の連絡先

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の

専門的な知見を有する機関との連携に努める。

## 資料 7 医療・福祉機関等の連絡先

### (3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

|        |                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設・設備面 | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。                                                                          |
|        | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。                                 |
|        | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。                                                                                        |
|        | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。                                                                              |
| 運用面    | ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。                                                                                     |
|        | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。                                              |
|        | ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。           |
|        | ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。      |
|        | ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。                                                                                               |
|        | ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。                                                                 |
|        | ・住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

### (3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

### (4) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### 資料6 大規模集客等施設の連絡先

### (7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が

期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「**安否情報省令**」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 資料14 様式集

##### 【収集・報告すべき情報】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難住民等（負傷した住民等も同様）<ol style="list-style-type: none"><li>① 氏名</li><li>② フリガナ</li><li>③ 出生の年月日</li><li>④ 男女の別</li><li>⑤ 住所</li><li>⑥ 国籍（日本国籍以外の者）</li><li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報</li><li>⑧ 現在の居所</li><li>⑨ 負傷（疾病）の該当</li><li>⑩ 負傷及び疾病の状況</li><li>⑪ ⑧から⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li><li>⑫ 親族・同居者への回答の希望</li><li>⑬ 知人への回答の希望</li><li>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</li></ol></li><li>2 死亡した住民等<br/>（上記①～⑦及び⑪に加えて）<ol style="list-style-type: none"><li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li><li>⑯ 死体の所在</li><li>⑰ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</li></ol></li></ol> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の**整理担当者**及び安否情報の**回答責任者**等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
長野原町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 長野原町大字〇〇字△△A番地B（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |       |       |     | 住 家 被 害 |     | その他 |
|------|---------|-------|-------|-----|---------|-----|-----|
|      | 死 者     | 行方不明者 | 負 傷 者 |     | 全壊      | 半壊  |     |
|      |         |       | 重傷    | 軽傷  |         |     |     |
|      | (人)     | (人)   | (人)   | (人) | (棟)     | (棟) |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 所在 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概況 |
|----|-----|----|----|----|
|    |     |    |    |    |
|    |     |    |    |    |
|    |     |    |    |    |

## 第5 研修及び訓練

町職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研究センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様

々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、区会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、区会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。

資料8 避難施設の連絡先

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### 【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。

（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

## (5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合、関係機関との調整に基づく輸送手段の確保や高齢者、障害者などの避難方法について配慮する。

資料13 避難実施要領

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備する。

### (2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### ○輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

#### ○輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

## (2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## (3) 避難手段の調整

町は、避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止とするが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとする。

このため、町は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整する。

また、町は、避難実施要領のパターンを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討する。

# 5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

資料 8 避難施設の連絡先

# 6 生活関連等施設の把握等

## (1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。管理者及び町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成27年4月）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【長野原町内に所在する生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

| 国民保護法<br>施行令 | 各号  | 施 設 の 種 類  | 所管省庁名 | 所管県担当部局            |
|--------------|-----|------------|-------|--------------------|
| 第 2 7 条      | 9 号 | ダム （ハッ場ダム） | 国土交通省 | ハッ場ダム水源地域対策<br>事務所 |

## (2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 町における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

#### 資料9 備蓄【町備蓄物資】

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置や放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、町民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、町民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、町民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する町民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら町民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して町民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに町民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、町民に対し周知するよう努める。

なお、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 緊急事態発生直後の対応

町長や消防機関は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、引き続き即報要領に基づき、県及び消防庁に速やかに報告する。

#### 2 緊急事態発生時の初動体制

##### (1) 町災害対策本部又は町災害警戒本部の設置

町内で緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでの間は、被害の状況に応じて町防災計画に基づき設置される町災害対策本部又は町災害警戒本部により、被害者の救助、災害の拡大防止など、災害対策基本法に基づいて緊急事態発生時の初動措置を実施する。

##### (2) 町準備本部の設置

原因不明の緊急事態が武力攻撃であることが明らかになった段階でも国の事態認定前や、事態認定後であっても町に対して本部設置指定が届くまでの間は、「町準備本部」を設置して、情報収集などを実施する。

町準備本部を設置したときは、下記の機関に対して連絡し、国民保護措置等の実施に備える。

- ① 国
- ② 県

- ③ 県警察
- ④ 近隣の市町村及び消防機関
- ⑤ 指定公共機関及び指定地方公共機関
- ⑥ 医療機関

町準備本部は、県警察、近隣の消防機関などの関係機関を通じて武力攻撃によって発生した災害に関する情報収集に努め、国、近隣の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に対して速やかに情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

なお、町準備本部では、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法などに基づいて実施される避難の指示、警戒区域の設定、救急救助などの応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

さらに、事態認定後においては、退避の指示や警戒区域の設定など、状況に応じて国民保護措置等を行うとともに、必要に応じて本部設置指定を知事を経由して、国に要請する。

また、緊急事態に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や近隣の市町村等に対し支援を要請する。

### (3) 町対策本部への移行

当初原因が不明であった緊急事態が、武力攻撃として国において事態認定され、国民保護対策本部の設置指定が閣議決定に基づき通知された場合は、直ちに**町対策本部**へ移行し、災害対策基本法に基づいて講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を実施するなど必要な調整を行う。

## 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して本部設置指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護業務担当課体制を立ち上げ、又は、町情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 町対策本部の設置

#### (1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

##### ② 町長による町対策本部の設置

本部設置指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（※事前に町情報連絡室又は町準備本部を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする）。

##### ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

#### 【一斉参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

##### ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、長野原町**役場内**に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町役場庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断によりその順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

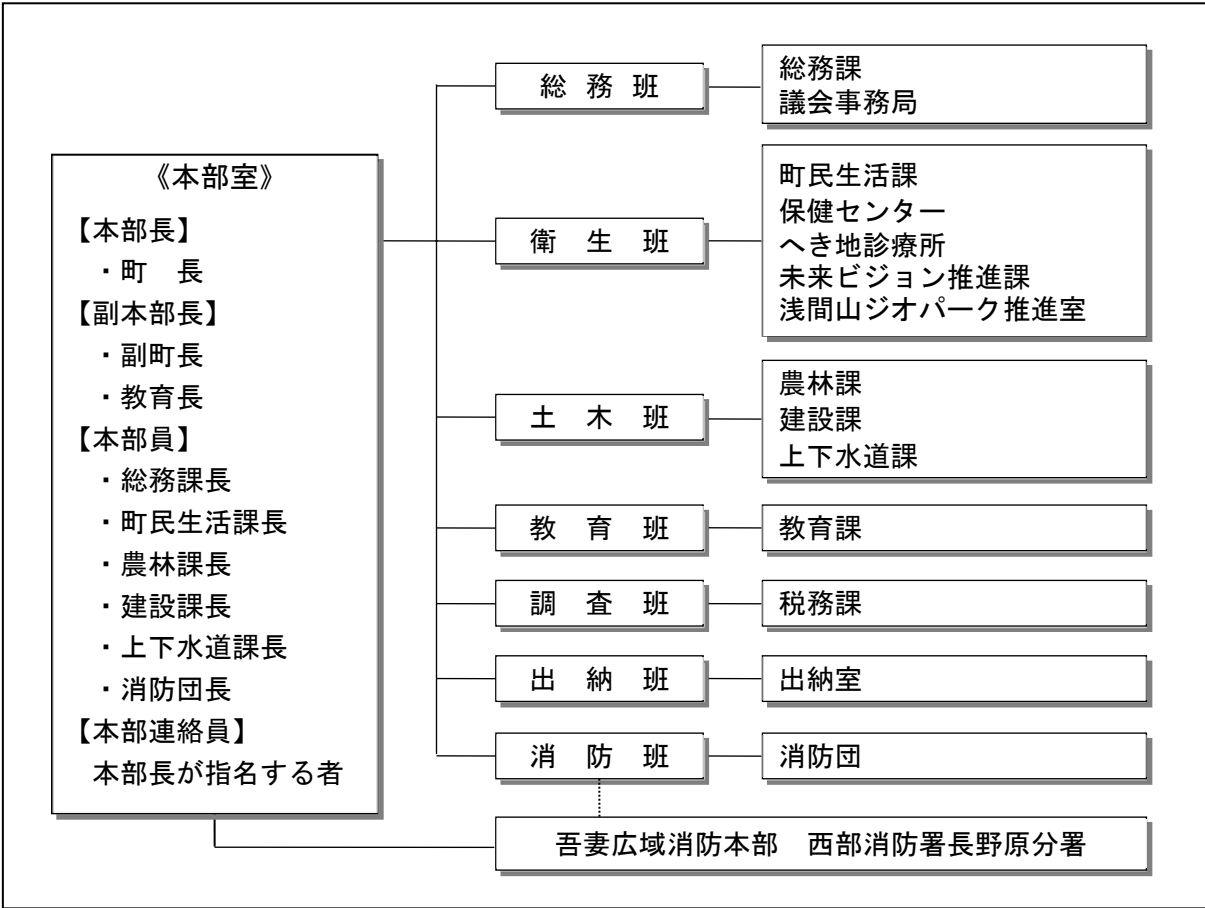
(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】

■長野原町災害対策本部の組織図

[令和6年4月現在]



【町の各課室における武力攻撃事態における業務】

| 部局名         | 武力攻撃事態等における業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部の総括に関すること</li> <li>・町対策本部の各課室所との連絡及び総合調整に関すること</li> <li>・職員の参集、議会関係者への連絡に関すること</li> <li>・町対策本部の情報の収集及び取りまとめに関すること</li> <li>・町対策本部における広報・広聴に関すること</li> <li>・国及び県対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関すること</li> <li>・他の市町村との協議及び応援等に関すること</li> <li>・初動連絡体制の確立及び初動措置の立案に関すること</li> <li>・安否情報の照会への回答・提供に関すること</li> <li>・指定行政機関の長及び指定公共機関等への措置要請に関すること</li> <li>・自衛隊の部隊等の派遣要請等に関すること</li> <li>・自主防災組織の活動に関すること</li> <li>・警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定及び緊急通報に関すること</li> <li>・生活関連等施設の安全確保等に関すること</li> <li>・消防に関する措置及び指示等に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付及び使用の許可に関すること</li> </ul> |
| 議会事務局       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況調査、応急対策、復旧及び安全確保に関すること</li> <li>・国民保護措置に要する予算に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 町民生活課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報の収集・整理に関すること</li> <li>・避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること</li> <li>・避難者名簿の作成に関すること</li> <li>・生活必需品の調達に関すること</li> <li>・安否情報の収集・整理に関すること</li> <li>・医療救護活動等に関すること</li> <li>・救護物資の供給確保、保管配分に関すること</li> <li>・医薬品及び医療資機材の調達供給に関すること</li> <li>・避難行動要支援者に関すること</li> <li>・赤十字標章等の交付及び使用の許可に関すること</li> <li>・保健衛生（飲料水、食品等）に関すること</li> <li>・埋葬及び火葬に関すること</li> <li>・死体の搜索及び処理に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 保健センター      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫活動、感染症対策に関すること</li> <li>・し尿収集処理及びごみ収集処理に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| へき地診療所      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理に関すること</li> <li>・社会福祉協議会が実施するボランティアの受け入れ体制の支援に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 未来ビジョン推進課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧（主に罹災証明、弔慰金等）に関すること</li> <li>・復興計画に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 浅間山ジオパーク推進室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況調査、応急対策、復旧及び安全確保に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

【町の各課室における武力攻撃事態における業務】

| 部局名   | 武力攻撃事態等における業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農 林 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林産物等の応急措置に関すること</li> <li>・農産物用農薬及び肥料の供給指導に関すること</li> <li>・農作物及び農業用施設被害に関する助成及び金融措置に関すること</li> <li>・家畜の防疫診断及び畜産施設の応急措置に関すること</li> <li>・飼料の供給に関すること</li> <li>・所管施設の被害状況調査、応急対策、復旧及び安全確保に関すること</li> </ul>                                                                                            |
| 建 設 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物及び宅地の危険度判定の実施に関すること</li> <li>・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関すること</li> <li>・応急資材の確保、受入れに関すること</li> <li>・緊急輸送路の確保に関すること</li> <li>・道路、河川の状況の把握及び復旧に関すること</li> <li>・武力攻撃災害による障害物の除去に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関すること</li> <li>・生活関連物資等の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の被害状況調査、応急対策、復旧及び安全確保に関すること</li> </ul> |
| 上下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水の供給に関すること</li> <li>・仮設トイレに関すること</li> <li>・保険衛生の確保に関すること</li> <li>・所管施設の被害状況調査、応急対策、復旧及び安全確保に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| 教 育 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等に対する警報の伝達、児童生徒等の避難等に関すること</li> <li>・児童生徒、教職員及び家族の被害調査に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・学用品の給与に関すること</li> <li>・被災児童生徒等の教育に関すること</li> <li>・避難住民等の誘導に関すること</li> <li>・避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること</li> <li>・被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・所管施設の被害状況調査、応急対策、復旧及び安全確保に関すること</li> </ul>                |
| 税 務 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害状況調査と報告に関すること</li> <li>・町税の徴収猶予及び減免に関すること</li> <li>・税務一般に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 出 納 室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の調達（各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く。）に関すること</li> <li>・経費の出納に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          |
| 消防本部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・住民等の避難誘導に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |

#### (4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「**広報責任者**」を総務課に設置

##### ② 広報手段

町防災行政無線、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、エリアメール、町アプリ、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速な情報提供できる体制を整備

##### ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

##### ④ その他関係する報道機関

###### 【関係報道機関一覧】

| 名 称                  | 所在地           | 電話番号         |
|----------------------|---------------|--------------|
| 群馬テレビ(株) 本社<br>(総務部) | 前橋市上小出町3-38-2 | 027-219-0001 |
| (株)エフエム群馬            | 千代田町2-3-1     | 027-234-8000 |
| 上毛新聞社 中之条支局          | 中之条町中之条937-2  | 0276-75-3031 |

#### (5) 町現地対策本部の設置

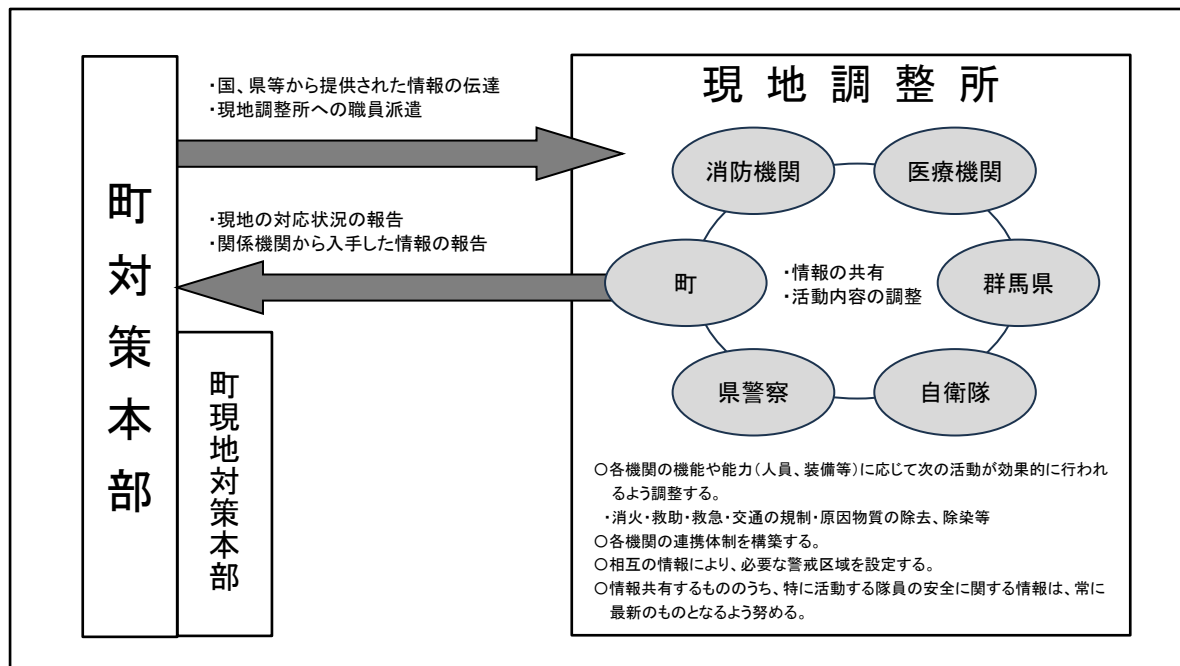
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、**町現地対策本部**を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、**現地調整所**を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。なお、国の現地対策本部と群馬県及び長野原町等関係市町村による合同対策協議会が開催される場合には、国民保護措置に関する情報交換と国民保護措置に係る相互協力に努める。

運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、

関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、防衛大臣に連絡する。

なお、実務上の連絡先については、平素から町と自衛隊が調整し、確認しておく。

- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や区長等の地域のリーダーとなる町民による避難住民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア団体に対する支援

① 受入窓口の開設

町、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入窓口を開設する。

## ② ボランティアの受入れ

町、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連携し、各避難所などのボランティアニーズ（種類、人数等）を把握し、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入れができる体制の整備に努める。

## ③ ボランティア活動への対応

ア ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

イ 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に留意しながら県及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努める。

- (ア) 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握
- (イ) ボランティアへの情報提供
- (ウ) ボランティアの生活環境への配慮
- (エ) 避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整など、受入体制の確保

## (3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民等への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民等の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

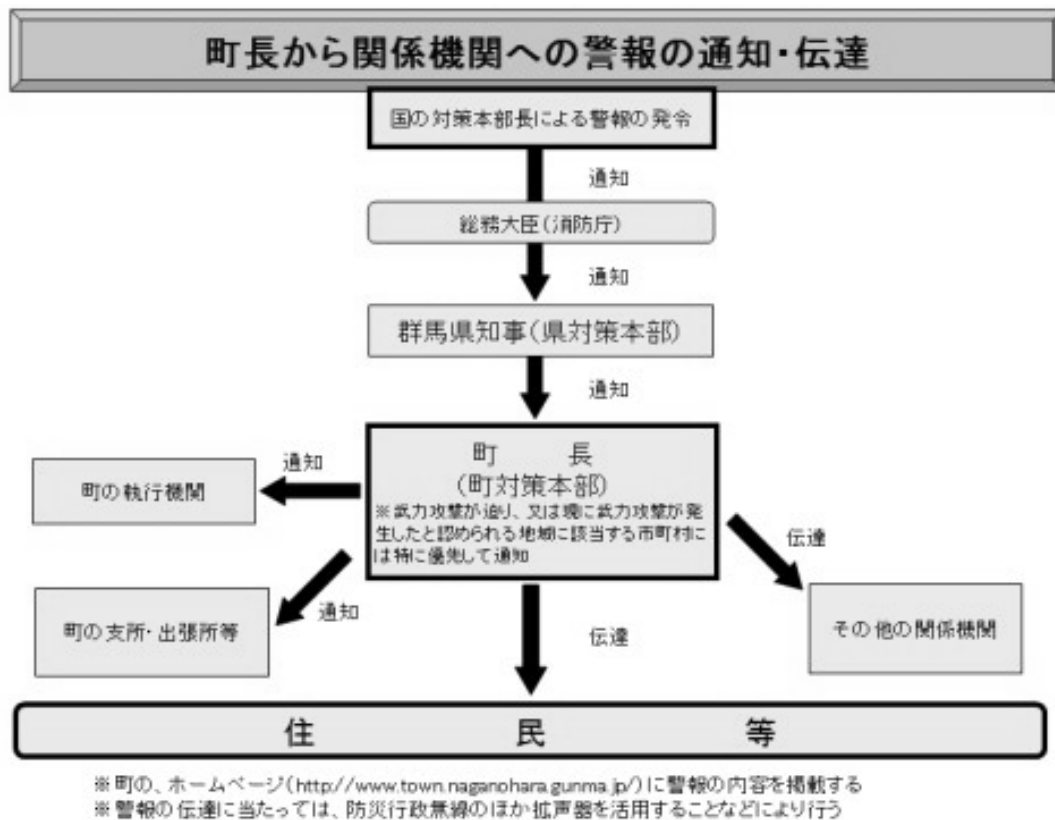
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある公私の団体（消防団、区会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 町は、県との役割分担に応じ、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達する。

#### 資料6 大規模集客等施設の連絡先

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、医療機関、認定こども園など）に対し、警報の内容を通知する。  
なお、町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは次ページのとおり。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ(<http://www.town.naganohara.gunma.jp>)に警報の内容を掲載する。



## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### **3 緊急通報の伝達及び通知**

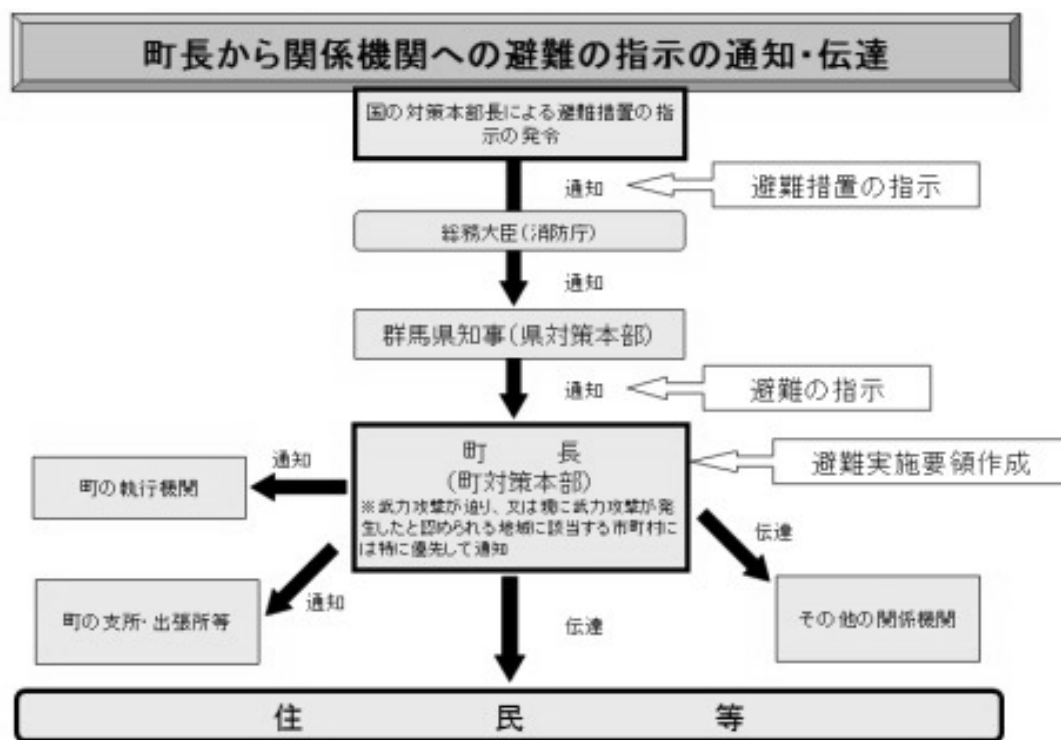
**緊急通報**の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民等の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなる。町が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。避難の指示の流れは下図のとおり。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

#### ① 避難実施要領に定める事項（法定事項）

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民等の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項

町は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

① 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、区会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載すること。

② 避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載すること。

③ 避難住民等の誘導や輸送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載すること。

④ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載すること。

⑤ 集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載すること。

なお、高齢者、障害者など避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すこと。

⑥ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載すること。

⑦ 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消

防職団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載すること。

- ⑧ 高齢者、障害者など、避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載すること。
- ⑨ 避難を必要とする地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載すること。
- ⑩ 避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供できるよう、それら支援内容を記載すること。
- ⑪ 避難住民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載すること。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記述すること。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

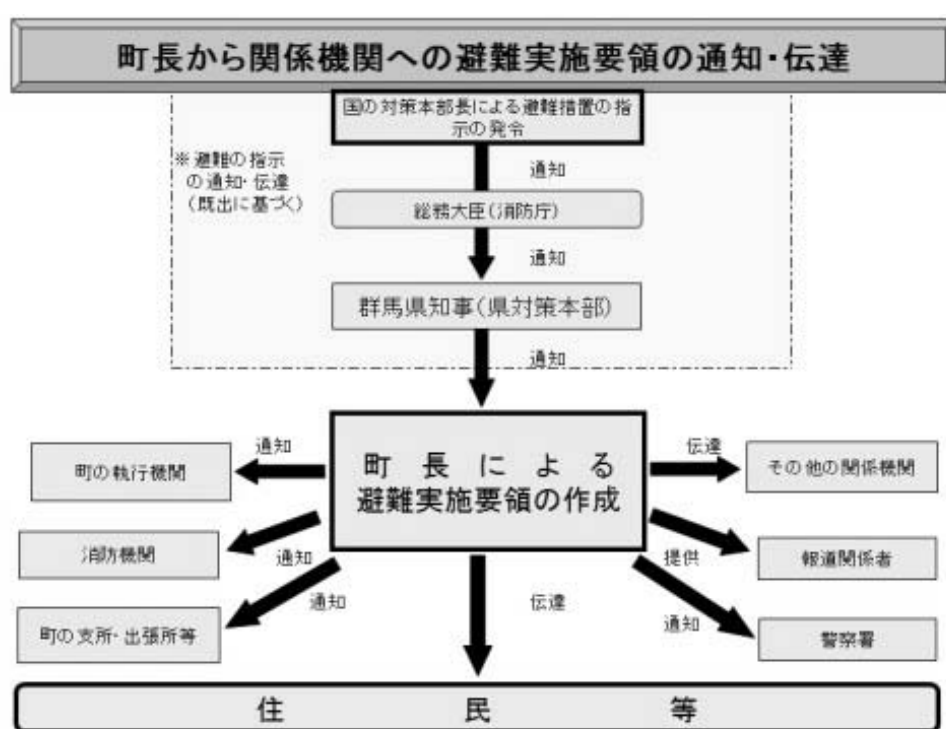
- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民等の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送）
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民等や関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊群馬地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



資料13 避難実施要領

### 3 避難住民等の誘導

#### (1) 町長による避難住民等の誘導

町長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民等を誘導する。この場合、町長は中之条町長（吾妻広域消防本部の管理者）（以下「消防本部管理者」という。）に対し、消防長へ必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。その際、避難実施要領の内容に沿って、区会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応でき

るよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民等の誘導に当たっては、自主防災組織や区長等の地域においてリーダーとなる町民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者及び障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理

室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (11) 県に対する要請等

町長は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (12) 避難住民等の輸送の求め等

町長は、避難住民等の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の輸送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (13) 避難住民等の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### (14) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

## 4 避難住民等の受入れ

国からの避難に関する通知を受け、町内に避難する人を受入れる地域がある場合は、町長は、県と連携し、避難施設の開設など、受入れの準備を行う

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民等の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の住宅地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、町民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

## 弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の場合

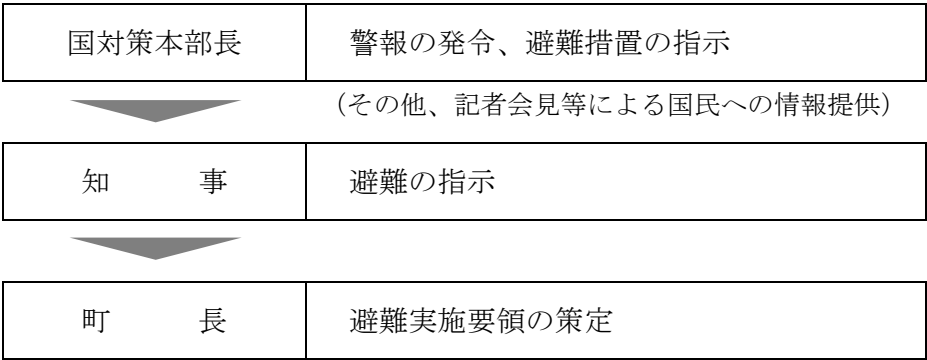
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近

傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。  
(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町の区域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の輸送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBCR攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

### 4 救援物資等の確保

#### (1) 救援物資の売渡要請等

町は、県からの要請があり、救援を行うため緊急性ややむを得ない場合と認めるときは、政令で定める公用令書を交付して次の措置を実施する。

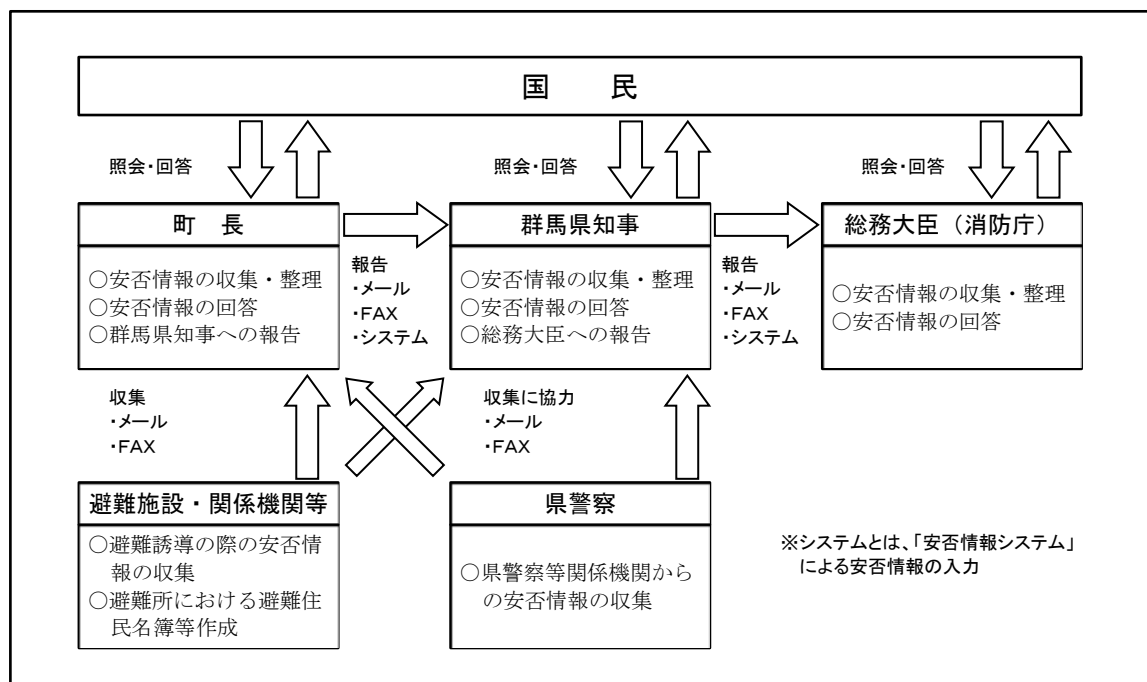
資料14 様式集

- ① 救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請
- ② ①の売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための保管命令
- ④ 避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査

## 第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



### 【収集・報告すべき情報】（再掲）

- 1 避難住民等（負傷した住民等も同様）
  - ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所
  - ⑥ 国籍（日本国籍以外の者）
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報
  - ⑧ 現在の居所
  - ⑨ 負傷（疾病）の該当
  - ⑩ 負傷及び疾病の状況
  - ⑪ ⑧から⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民等
 

（上記①～⑦及び⑪に加えて）

  - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑯ 死体の所在
  - ⑰ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、町は、やむを得ない場合を除き、避難住民等及び負傷した住民等の安否情報については、安否情報省令に規定する様式第1号の収集様式により、死亡した住民等の安否情報については様式第2号により、情報を収集する。

資料14 様式集

### (2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料14 様式集

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民等に周知する。

② 住民等からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場

合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出による  
ことができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電話、電子メールなどの方法により照会があった場合においては、町長は、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を照合することにより、本人確認を行うこととする。
- ④ 町は、他の市町村から、照会者の本人確認を行うための問い合わせを受けた場合は、これに協力するものとする。

## (2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、**安否情報回答責任者**が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、「3 安否情報の照会に対する回答」－「(2)安否情報の回答」－「(3)個人の情報の保護への配慮」と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

資料14 様式集

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBCR攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を町長に通報する。

##### (2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（一例）】

- ◆「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民等については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ◆「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民等については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### (2) 屋内退避の指示について

町長は、住民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBCR攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなっ

たとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行う。

#### (4) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民等に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。  
また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBCR攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への

立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行う。

### (3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

## (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

## (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

## (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

## (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

## (6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

## (7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

資料 7 医療・福祉機関等の連絡先

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 町が被災しなかった場合、町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供及び職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。  
また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

##### (3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民等の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】

| 物質の種類                       | 区 分                                                                                                  | 法第１０３条第３項<br>(措 置) *１ |      |      |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------|------|
|                             |                                                                                                      | １号*２                  | ２号*２ | ３号*２ |
| 消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項の危険物 | 消防法第１１条第１項第１号の消防本部等所在町の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの | 消防法第十二条の三             | ○    | ○    |

\*１ ○は、国民保護法第１０３条第３項により、当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

\*２ 国民保護法第１０３条第３項第１号から第３号の措置はそれぞれ下記のとおり。

「１号」危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

「２号」危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

「３号」危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(２) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、町長は、(１)の１号から３号の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 N B C R攻撃による災害への対処等

町は、N B C R攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C R攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 N B C R攻撃による災害への対処

#### (1) N B C R攻撃に対する応急措置の実施

町は、N B C R攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応については、県国民保護計画に準じ、次のとおり対処する。

##### ① 連絡体制及び初動体制

関係機関（町、県、県警察、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに相互に変更点を連絡することとする。

N B C R攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の関係機関にその内容を連絡することとする。

##### ② 現場における応急措置の実施

町長は、N B C R攻撃が行われた場合は、応急措置を行う現地関係機関同士の情報共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保する。

町長は、被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

県警察は、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うこととする。

##### ③ 汚染物質の特定における連携

###### ア 汚染物質の特定

町長は、汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施する。

県警察及び消防機関の職員は、それぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努める。

###### イ 汚染物質の特定にあたっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡する。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡する。  
各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に送付し検査及び分析を行う。

#### ウ 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報の共有化を図る。

### (2) 要員の安全の確保

町長は、NBCR攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 2 汚染原因に応じた対応

### (1) 基本的な対応

町は、NBCR攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### ② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## (2) 町長の権限

町長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

|     | 対 象 物 件 等       | 措 置                                        |
|-----|-----------------|--------------------------------------------|
| 1 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・移動の制限<br>・移動の禁止<br>・廃棄  |
| 2 号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・使用の制限又は禁止<br>・給水の制限又は禁止 |
| 3 号 | 死体              | ・移動の制限<br>・移動の禁止                           |
| 4 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄                                        |
| 5 号 | 建物              | ・立入りの制限<br>・立入りの禁止<br>・封鎖                  |
| 6 号 | 場所              | ・交通の制限<br>・交通の遮断                           |

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

|   |                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当該措置を講ずる旨                                                                   |
| 2 | 当該措置を講ずる理由                                                                  |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期                                                                  |
| 5 | 当該措置の内容                                                                     |

## (3) 土地等への立ち入り

町長は、(1)の措置を行うために必要があるときは、措置にあたる職員に土地、建物その他の工作物などへ立ち入らせることができる。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示する。

### 3 国の対策本部等との緊密な連携

#### (1) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (2) 関係機関との連携

町長は、N B C R 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 被災情報の収集及び報告

- (1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集にあたっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 町は、被災情報の収集にあたっては、県を経由して消防庁に対し即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 町は、第一報を県を経由して消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、即報要領に基づき、県を経由して消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民等に対して情報提供を実施する。

② 町は、町防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済活動上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うと共に、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

### 4 支援措置の広報

町は被災者及び事業者の自立に対する援助、助成措置について、広報に努める。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等\*1」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

\* 1 「特殊標章等」の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

（日本工兵用標 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## 2 特殊標章等の交付及び管理

町長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### (1) 町長

- ・ 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ・ 消防団長及び消防団員

## 3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

#### (1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

#### (2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### 2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 第6編 首都圏等への支援

首都圏で大規模な武力攻撃災害等が発生した場合や、武力攻撃事態等が長期にわたるような場合には、大量の避難住民等の発生が想定される。

このような状況が発生したとき、群馬県は、首都圏の外縁部にありながら、首都東京から概ね100kmの圏内に位置し、新幹線や高速道路などの高速交通網で直結されているという地理的条件を生かして、長野原町は、首都圏住民等の避難先地域として、積極的に協力・支援に努める。

具体的には、首都圏から避難してくる住民等の人数や避難の方法など県が把握した情報を共有し、町内における避難住民等の受入能力、避難経路の状況などを考え合わせながら、県と連携して協力・支援に努める。

このため、平素から県との連携に努め、県域を越える避難住民等の受入れ体制の整備に努める。

なお、隣接県において同様の状況が発生した場合にも、同様に協力・支援に努める。



## 資 料 編



## 資料 1 長野原町国民保護協議会条例

### 長野原町国民保護協議会条例

#### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、長野原町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、41人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (幹事)

第5条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

#### (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

#### (雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 2 長野原町国民保護協議会委員

### 長野原町国民保護協議会委員名簿

[令和 6 年 1 0 月 日現在]

| 委員種別  | 区 分                | 機 関 名                 | 役 職        |
|-------|--------------------|-----------------------|------------|
| 会長    |                    | 長野原町                  | 町長         |
| 1 号委員 | 指定地方行政機関           | 気象庁 前橋地方気象台           | 台長         |
| 2 号委員 | 自衛隊                | 陸上自衛隊 第 12 偵察戦闘大隊     | 隊長         |
| 3 号委員 | 県の機関               | 吾妻振興局 吾妻行政県税事務所       | 所長         |
|       |                    | 吾妻振興局 吾妻保健福祉事務所       | 所長         |
|       |                    | 吾妻振興局 中之条土木事務所        | 所長         |
|       |                    | 長野原警察署                | 署長         |
| 4 号委員 |                    | 長野原町                  | 副町長        |
| 5 号委員 | 教育長<br>消防長         | 長野原町教育委員会             | 教育長        |
|       |                    | 吾妻広域消防本部              | 消防長        |
| 6 号委員 | 町職員                | 長野原町                  | 総務課長       |
|       |                    | 長野原町                  | 町民生活課長     |
|       |                    | 長野原町                  | 税務課長       |
|       |                    | 長野原町                  | 農林課長       |
|       |                    | 長野原町                  | 建設課長       |
|       |                    | 長野原町                  | 未来ビジョン推進課長 |
|       |                    | 長野原町                  | 出納室長       |
|       |                    | 長野原町                  | 上下水道課長     |
|       |                    | 長野原町                  | 教育課長       |
|       |                    | 長野原町                  | 議会事務局長     |
|       |                    | 長野原町                  | へき地診療所長    |
| 7 号委員 | 指定公共機関<br>指定地方公共機関 | 株式会社 NTT 東日本一関信越 群馬支店 | 支店長        |
|       |                    | 東京電力パワーグリッド株式会社 渋川支社  | 支社長        |
| 8 号委員 | 有識者等               | 長野原町消防団               | 団長         |

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第四十条第4項の規定による。

## 資料 3 長野原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

### 長野原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

#### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、長野原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

- 第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

#### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、長野原町緊急対処事態対策本部について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 4 用語集

### アルファベット

BCR

「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）、「Radiological」（放射能）の総称。

NBC

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

NBCR

「NBC」と「BCR」両方を意味する。

### あ

安全保障会議

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議です。

### か

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方

法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

## さ

### 事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。

### 指定行政機関

内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、子ども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省・出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省・国税庁、文部科学省・スポーツ庁・文化庁、厚生労働省、農林水産省・林野庁・水産庁、経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁、国土交通省・観光庁、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛庁・防衛装備庁が指定されています。

### 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

### 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

### 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

### 重要影響事態

そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態のことをいいます。

### 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

### 存続危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存続が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態のことをいいます。

た

#### 対処基本方針

武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

は

#### 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

#### 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

#### 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

## 資料５ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

| 名 称                       | 担当部署                | 所 在 地                            | 電 話          | その他の<br>連絡方法 |
|---------------------------|---------------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 関東管区警察局                   | 広域調整部<br>広域調整第二課    | さいたま市中央区新都心2-1<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 | 048-600-6000 |              |
| 北関東防衛局                    | 総務部総務課              | さいたま市中央区新都心2-1<br>(合同庁舎 2 号館)    | 048-600-1800 |              |
| 前橋防衛事務所                   |                     | 前橋市大手町2-3-1<br>(前橋地方合同庁舎)        | 027-221-5351 |              |
| 関東総合通信局                   | 総務課総務係              | 東京都千代田区九段南1-2-1<br>九段第三合同庁舎      | 03-6238-1623 |              |
| 関東財務局                     | 総務部総務課              | さいたま市中央区新都心1-1<br>(合同庁舎 1 号館)    | 048-600-1078 |              |
| 前橋財務事務所                   |                     | 前橋市大手町2-3-1<br>前橋地方合同庁舎10F       | 027-221-4491 |              |
| 関東信越厚生局                   | 総務課                 | さいたま市中央区新都心1-1<br>(合同庁舎 1 号館)    | 048-740-0711 |              |
| 群馬労働局                     | 総務課                 | 前橋市大渡町1-10-7<br>群馬県公社総合ビル8・9階    | 027-210-5000 |              |
|                           | 職業安定部職業安<br>定課      | 前橋市大渡町1-10-7                     | 027-210-5007 |              |
| 関東農政局                     | 企画調整室               | さいたま市中央区新都心2-1<br>(合同庁舎 2 号館)    | 048-740-0017 |              |
| 関東農政局群馬<br>県拠点            |                     | 前橋市紅雲町1-2-2                      | 027-221-2685 |              |
| 関東森林管理局                   | 企画調整室               | 前橋市岩神町4-16-25                    | 027-210-1150 |              |
| 関東森林管理局<br>吾妻森林管理署        | 総務課                 | 吾妻郡中之条町伊勢町771-1                  | 0279-75-3344 |              |
| 関東経済産業局                   | 総務企画部総務課            | さいたま市中央区新都心1-1<br>(合同庁舎 1 号館)    | 048-600-0213 |              |
| 関東東北産業保<br>安監督部           | 管理課                 | さいたま市中央区新都心1-1<br>(合同庁舎 1 号館)    | 048-600-0433 |              |
| 関東地方整備局                   | 企画部防災課<br>調整第一係     | さいたま市中央区新都心2-1<br>(合同庁舎 2 号館)    | 048-600-1333 |              |
| 関東地方整備局<br>利根川水系砂防<br>事務所 | 長野原出張所              | 長野原町長野原1346-8                    | 0279-82-2138 |              |
| 関東運輸局                     | 総務部総務課              | 横浜市中区北仲通5-57<br>(横浜第 2 合同庁舎)     | 045-211-7204 |              |
| 東京空港事務所                   | 総務課                 | 大田区羽田空港3-3-1<br>(東京国際空港第三庁舎)     | 03-5757-2074 |              |
| 前橋地方气象台                   | 防災業務課               | 前橋市大手町 2-3-1<br>前橋地方合同庁舎11F      | 027-896-1190 |              |
| 陸上自衛隊第12<br>旅団司令部         | 第三部防衛班<br>第12偵察戦闘大隊 | 北群馬郡榛東村大字新井<br>1017-2            | 0279-54-2011 |              |

【関係県機関（県警察含む）】

| 名称  | 担当部署           | 所在地                | 電 話          | その他の<br>連絡方法 |
|-----|----------------|--------------------|--------------|--------------|
| 群馬県 | 群馬県総務部危機管理課    | 前橋市大手町1-1-1        | 027-226-2255 |              |
|     | 吾妻行政県税事務所      | 中之条町大字中之条町664      | 0279-75-3301 |              |
|     | 吾妻農業事務所        | 中之条町大字中之条町664      | 0279-75-2311 |              |
|     | 吾妻森林環境事務所      | 中之条町大字中之条町664      | 0279-75-4611 |              |
|     | 中之条保健福祉事務所     | 中之条町大字西中之条183-1    | 0279-75-3303 |              |
|     | 中之条土木事務所       | 中之条町大字中之条町709-1    | 0279-75-3047 |              |
|     | 中之条土木事務所長野原事業所 | 長野原町大字長野原1003      | 0279-82-2040 |              |
|     | 浅間家畜育成牧場       | 長野原町大字北軽井沢2032-23  | 0279-84-2074 |              |
|     | ハッ場ダム水源地域対策事務所 | 東吾妻町大字原町5142       | 0279-68-5511 |              |
|     | 吾妻教育事務所        | 中之条町中之条町664        | 0279-75-3370 |              |
|     | 群馬県警察本部        | 前橋市大手町1-1-1        | 027-243-0110 |              |
|     | 長野原警察署         | 長野原町大字長野原1520-4    | 0279-82-0110 |              |
|     | 川原湯駐在所         | 長野原町大字川原湯454-118   | 0279-83-2316 |              |
|     | 北軽井沢駐在所        | 長野原町大字北軽井沢1987-369 | 0279-84-2694 |              |

【関係市町村機関】

| 名 称  | 担当部署  | 所在地                       | 電 話          | その他の<br>連絡方法 |
|------|-------|---------------------------|--------------|--------------|
| 中之条町 | 総務課   | 中之条町中之条町1091              | 0279-75-2111 |              |
| 高山村  | 総務課   | 高山村大字中山2856-1             | 0279-63-2111 |              |
| 東吾妻町 | 生活環境課 | 東吾妻町大字原町1046              | 0279-68-2111 |              |
| 嬭恋村  | 総務課   | 嬭恋村大字大前110                | 0279-96-0511 |              |
| 草津町  | 総務課   | 草津町大字草津28                 | 0279-88-0001 |              |
| 軽井沢町 | 消防課   | 長野県北佐久郡軽井沢町<br>大字長倉2381-1 | 0267-45-8111 |              |
| 高崎市  | 庶務課   | 高崎市高松町35-1                | 027-321-1111 |              |

【消防関係機関】

| 名 称               | 所 在 地 | 電 話             | その他の<br>連絡方法 |
|-------------------|-------|-----------------|--------------|
| 吾妻広域町村圏<br>振興整備組合 | 消防本部  | 東吾妻町大字植栗1174-1  | 0279-68-0119 |
|                   | 西部消防署 | 草津町大字草津2-6      | 0279-88-0119 |
|                   | 長野原分署 | 長野原町大字与喜屋 甲14   | 0279-82-3119 |
| 長野原町消防団           |       | 長野原町大字長野原1340-1 | 0279-82-2244 |

【その他の機関】

| 名 称                     | 所 在 地               | 電 話          | その他の<br>連絡方法 |
|-------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 川原湯区事務所                 | 長野原町大字川原湯454-45     | 0279-83-2591 |              |
| 長野原区事務所                 | 長野原町大字長野原239-2      | 0279-82-2386 |              |
| 大津区事務所                  | 長野原町大字大津244-2       | 0279-83-7125 |              |
| 羽根尾区事務所                 | 長野原町大字羽根尾241-3      | 0279-82-3688 |              |
| 応桑区事務所                  | 長野原町大字応桑271-6       | 0279-85-2821 |              |
| 北軽井沢区事務所                | 長野原町大字北軽井沢1988-775  | 0279-84-3004 |              |
| 長野原郵便局                  | 長野原町大字長野原184        | 0279-82-2345 |              |
| 応桑郵便局                   | 長野原町大字応桑8           | 0279-85-2001 |              |
| 川原湯簡易郵便局                | 長野原町大字川原湯454-116    | 0279-82-1600 |              |
| 北軽井沢郵便局                 | 長野原町大字北軽井沢1924-1006 | 0279-84-2001 |              |
| 日本赤十字社群馬県支部             | 前橋市光が丘町32-10        | 027-254-3636 |              |
| 日本放送協会前橋放送局             | 前橋市元総社町189          | 027-251-1711 |              |
| 東日本旅客鉄道(株)川原湯温泉駅        | 長野原町大字川原湯234        | —            |              |
| 東日本旅客鉄道(株)長野原草津口駅       | 長野原町大字長野原1276       | —            |              |
| 東日本旅客鉄道(株)群馬大津駅         | 長野原町大字長野原1484-2     | —            |              |
| 東日本旅客鉄道(株)羽根尾駅          | 長野原町大字羽根尾1352-2     | —            |              |
| 東日本旅客鉄道(株)高崎支社          | 高崎市栄町6-26           | 027-320-7128 |              |
| J Rバス関東(株)長野原支店         | 長野原町大字長野原44-1       | 0279-82-2028 |              |
| N T T東日本群馬支店ー関信越        | 高崎市高松町3 NTT群馬支店本館3F | 027-321-5660 |              |
| 東京電力パワーグリッド株式会社<br>渋川支社 | 渋川市石原12-1           | 0279-51-5020 |              |
| (一社)群馬県L P ガス協会         | 前橋市大渡町1-10-7        | 027-255-6121 |              |
| (一社)群馬県バス協会             | 前橋市野中町588           | 027-261-2072 |              |
| (一社)群馬県トラック協会           | 前橋市野中町595           | 027-261-0244 |              |
| 群馬テレビ(株) 本社 (総務部)       | 前橋市上小出町3-38-2       | 027-219-0001 |              |
| (株)エフエム群馬 本社            | 前橋市千代田町2-3-1        | 027-234-8000 |              |
| (社)群馬県建設業協会             | 前橋市元総社町2-5-3        | 027-252-1666 |              |
| (社)群馬県建設業協会吾妻支部         | 中之条町大字中之条町793       | 0279-75-5240 |              |
| あがつま農業協同組合              | 東吾妻町大字原町607         | 0279-68-2911 |              |
| あがつま農業協同組合              | 長野原町大字長野原1291       | 0279-82-2027 |              |
| 長野原支店                   |                     |              |              |
| 長野原町商工会                 | 長野原町大字長野原37-2       | 0279-82-2208 |              |
| 社会福法人 長野原町社会福祉協議会       | 長野原町大字与喜屋1624       | 0279-82-4487 |              |

## 資料 6 大規模集客等施設の連絡先

### 【大規模集客等施設】

| 名 称               | 所 在 地            | 電 話          |
|-------------------|------------------|--------------|
| 長野原町ショッピングセンターレクス | 長野原町大字大津230-1    | 0279-82-0888 |
| プレジデントリゾート軽井沢     | 長野原町大字北軽井沢2032   | 0279-84-1441 |
|                   | FAX              | 0279-84-6112 |
| 浅間酒造観光センター        | 長野原町大字長野原1392-10 | 0279-82-2045 |

### 【認定こども園】

| 名 称    | 所 在 地        | 電 話          | その他の<br>連絡方法 |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| 中央こども園 | 長野原町大字大津4    | 0279-82-2213 |              |
| 応桑こども園 | 長野原町大字応桑19-1 | 0279-85-2029 |              |

## 資料 7 医療・福祉機関等の連絡先

### 【医療機関】

| 名 称           | 所 在 地           | 電話番号         |
|---------------|-----------------|--------------|
| 西吾妻福祉病院       | 長野原町大字大津746-4   | 0279-83-7111 |
| 長生病院          | 長野原町大字長野原71     | 0279-82-2188 |
| 櫻井医院          | 長野原町大字長野原1585-1 | 0279-82-3999 |
| 長野原町へき地診療所    | 長野原町大字応桑1449-2  | 0279-85-2259 |
| 萩原歯科医院        | 長野原町大字長野原1275-8 | 0279-82-3718 |
| (公社) 群馬県医師会   | 前橋市千代田町1-7-4    | 027-231-5311 |
| (一社) 吾妻郡医師会   | 中之条町大字伊勢町25-9   | 0279-75-3334 |
| (公社) 群馬県歯科医師会 | 前橋市大友町1-5-17    | 027-252-0391 |
| 吾妻郡歯科医師会      | —               | —            |
| (公社) 群馬県看護協会  | 前橋市上泉町1858-7    | 027-269-5565 |

### 【社会福祉施設等】

| 種 類    | 名 称                           | 所 在 地         | 電話番号         |
|--------|-------------------------------|---------------|--------------|
| 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム からまつ荘               | 長野原町大字与喜屋1624 | 0279-82-4150 |
| 障害福祉施設 | 障害福祉サービス事業所 やまどり              | 長野原町大字与喜屋1624 | 0279-82-4111 |
| 障害福祉施設 | 障害児通所支援事業所 児童発達支援<br>ながのはら・一会 |               |              |

### 【消防機関保有のNBC資機材】 (吾妻広域消防本部)

| 種 類   | 数 量          |
|-------|--------------|
| 呼吸防護具 | 酸素呼吸器 2 基    |
|       | 空気呼吸器 5 0 基  |
|       | 防毒マスク 3 0 基  |
|       | 呼吸缶 3 0 缶    |
|       | 防塵フィルタ 3 0 基 |

## 資料 8 避難施設の連絡先

### 【避難施設】

| 避難区域    | 避難場所              | 責任者又は管理者 | 収容可能人員(人) | 構造    | 面積(m <sup>2</sup> ) | 電話番号         |
|---------|-------------------|----------|-----------|-------|---------------------|--------------|
| 川原畑     | 川原畑住民センター         | 区長       | 30        | 木造    | 150                 | —            |
| 川原湯     | 川原湯住民センター（打越）     | 区長       | 20        | 木造    | 67                  | 0279-83-2591 |
| 横 壁     | 横壁住民センター          | 区長       | 40        | 木造    | 180                 | —            |
| 林       | 旧長野原町立第一小学校       | 校長       | 560       | R C 造 | 2,800               | 0279-82-2145 |
|         | 林地区多目的集会施設        | 区長       | 60        | 木造    | 231                 | 0279-82-3660 |
| 長野原     | 長野原町立長野原中学校       | 校長       | 800       | R C 造 | 5,049               | 0279-82-2064 |
|         | 長野原区住民センター        | 区長       | 60        | 木造    | 245                 | 0279-82-2386 |
|         | @長野原(住民総合センター)    | 町長       | 70        | S 造   | 1,405               | 0279-82-2244 |
| 大津      | 長野原町立中央小学校        | 校長       | 750       | R C 造 | 3,637               | 0279-82-2026 |
|         | 大津地区多目的集会施設       | 区長       | 100       | 木造    | 415                 | 0279-83-7125 |
| 羽根尾     | 羽根尾生活改善センター       | 区長       | 50        | 木造    | 188                 | 0279-82-3688 |
| 与喜屋     | 若人の館              | 町長       | 800       | 鉄骨造   | 4,143               | 0279-82-2248 |
|         | 与喜屋公民館            | 区長       | 30        | 木造    | 105                 | 0279-82-2008 |
|         | 与喜屋地区多目的集会施設      | 区長       | 50        | 木造    | 172                 | 0279-82-3305 |
|         | 屋内運動場             | 町長       | 450       | 鉄骨造   | 1,815               | 0279-82-4280 |
| 応桑      | 旧長野原町立応桑小学校       | 校長       | 500       | R C 造 | 2,579               | 0279-85-2002 |
|         | 応桑地区多目的集会施設       | 区長       | 50        | 木造    | 247                 | 0279-85-2821 |
| 応桑・北軽井沢 | 浅間小学校（旧長野原町立西中学校） | 校長       | 650       | R C 造 | 3,620               | 0279-85-2249 |
| 北軽井沢    | 旧長野原町立北軽井沢小学校     | 校長       | 650       | R C 造 | 2,899               | 0279-84-3010 |
|         | 北軽井沢住民センター        | 区長       | 70        | 木造    | 382                 | 0279-84-3004 |

## 資料 9 備蓄【町備蓄物資】

### ■備蓄物資一覧

〔令和5年8月1日現在〕

| 大項目        | 中項目           | 小項目              |
|------------|---------------|------------------|
| 生活用品       | その他生活雑貨       | マスク              |
| 生活用品       | その他生活雑貨       | 消毒液              |
| 生活用品       | その他生活雑貨       | 体温計（非接触型）        |
| 生活用品       | その他生活雑貨       | 体温計（接触型）         |
| 生活用品       | その他生活雑貨       | フェイスシールド         |
| 生活用品       | その他生活雑貨       | うがい薬             |
| 生活用品       | 寝具・タオル        | 段ボールベッド          |
| 生活用品       | 寝具・タオル        | 段ボールベッド（間仕切り）    |
| 生活用品       | 寝具・タオル        | マットレス            |
| 生活用品       | 寝具・タオル        | 毛布               |
| 生活用品       | 寝具・タオル        | タオル              |
| 生活用品       | 寝具・タオル        | その他（寝具・タオル）      |
| 生活用品       | トイレ用品         | その他（トイレ用品）       |
| 生活用品       | トイレ用品         | 簡易トイレ            |
| 生活用品       | ろうそく・マッチ・ライター | ろうそく             |
| 生活用品       | ペーパー類・生理用品    | 生理用ナプキン          |
| 生活用品       | ペーパー類・生理用品    | 大人用おむつ（S）        |
| 生活用品       | ペーパー類・生理用品    | 大人用おむつ（M）        |
| 生活用品       | ペーパー類・生理用品    | 大人用おむつ（L）        |
| 生活用品       | ベビー用品         | 子供用おむつ（新生児用）     |
| 生活用品       | ベビー用品         | 子供用おむつ（S）        |
| 生活用品       | ベビー用品         | 子供用おむつ（M）        |
| 生活用品       | ベビー用品         | 子供用おむつ（L）        |
| 生活用品       | ベビー用品         | おしりふき（100枚入り）    |
| 生活用品       | ベビー用品         | 哺乳瓶（使い捨て）        |
| 生活用品       | ベビー用品         | その他（ベビー用品）       |
| 避難所備品・応急用品 | 応急用品          | 簡易ベッド            |
| 避難所備品・応急用品 | 応急用品          | ポリタンク（給水用ポリ袋）    |
| 避難所備品・応急用品 | 応急用品          | その他（応急用品）        |
| 避難所備品・応急用品 | 応急用品          | 土嚢袋              |
| 避難所備品・応急用品 | 設備品           | 発動発電機            |
| 避難所備品・応急用品 | 設備品           | パーテーション（段ボール製以外） |
| 避難所備品・応急用品 | 設備品           | テント              |
| 食料         | 主食類（米・パン等）    | 主食類（米・パン等）       |
| 食料         | 主食類（米・パン等）    | アルファ化米           |
| 食料         | 主食類（米・パン等）    | 菓子パン             |
| 食料         | 主食類（米・パン等）    | アレルギー対応食品（主食）    |
| 食料         | 菓子類           | 菓子類              |
| 食料         | 菓子類           | アレルギー対応食品（菓子類）   |
| 食料         | ベビーフード・介護食品   | 離乳食              |
| 食料         | ベビーフード・介護食品   | 介護食品             |
| 食料         | ベビーフード・介護食品   | その他（ベビーフード・介護用品） |
| 食料         | 副食（加工食品等）     | レトルト（カレー）        |
| 食料         | 副食（加工食品等）     | アレルギー対応食品（副食）    |
| 飲料         | 飲料            | 水（500ml）         |
| 台所・食器      | 食器類           | その他（食器類）         |
| 台所・食器      | 台所用品          | 浄水器              |
| 台所・食器      | 台所用品          | その他（台所用品）        |
| 台所・食器      | 台所用品          | カセットボンベ          |
| 電化製品       | 生活家電          | 懐中電灯             |
| 作業道具       | 作業道具          | 防塵マスク            |
| 衣類         | 作業着・手袋・長靴     | 手袋               |

※「物資調達・輸送調整等支援システム」にて管理

## 資料10 人口等データ

| 人 口   |       |     |    |       |       |       | 世帯数   |
|-------|-------|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 日本人   |       | 外国人 |    | 国籍総数  |       |       |       |
| 男性    | 女性    | 男性  | 女性 | 男性    | 女性    |       |       |
| 2,496 | 2,538 | 33  | 28 | 2,529 | 2,566 | 5,095 | 2,096 |

| 0～14歳 |     |     | 15～64歳 |       |       | 65歳以上 |       |       | 年齢不詳 |    |    |
|-------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|----|----|
| 男性    | 女性  | 計   | 男性     | 女性    | 計     | 男性    | 女性    | 計     | 男性   | 女性 | 計  |
| 235   | 199 | 434 | 1,393  | 1,228 | 2,621 | 873   | 1,118 | 1,991 | 28   | 21 | 49 |

| 常駐人口  | 昼間人口  | 昼夜間人口比率 |
|-------|-------|---------|
| 5,095 | 5,526 | 108.5   |

資料：「令和2年国勢調査」（2020年、総務省）

## 資料11 緊急輸送道路

### ■緊急輸送道路の種類と指定路線

| 種類            | 説明                                                                                                                                                          | 指定路線                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次<br>緊急輸送道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格道路</li> <li>県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道</li> <li>これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道144号<br/>（羽根尾国道三起点～嬭恋村境）</li> <li>一般国道145号<br/>（羽根尾国道三起点～東吾妻町境）</li> </ul>                                                                                                                                             |
| 第二次<br>緊急輸送道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路</li> <li>第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道145号（大津～東吾妻町松谷）</li> <li>一般国道146号（羽根尾国道三起点～嬭恋村鎌原）</li> <li>一般国道292号（長野原～中之条町六合）</li> <li>一般国道292号（大津～草津町境）</li> <li>一般国道406号（横壁）</li> <li>一般県道林長野原線</li> <li>一般県道長野原草津口停車場線</li> <li>長野原町道（5-25号線。長野原0.1km）</li> </ul> |
| 第三次<br>緊急輸送道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路</li> </ul>                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般県道林岩下線（川原湯～東吾妻町大字岩下）</li> </ul>                                                                                                                                                                                          |

## 資料12 交通輸送手段等

### 【バス保有状況】

| 会 社 名               | 所 在 地       | 電話番号<br>(0279) | 保有台数 |
|---------------------|-------------|----------------|------|
| J R バス 関東(株)(長野原支店) | 長野原町長野原44-1 | 82-2028        | 32台  |

### 【ヘリポート適地】

| 施設名                     | 所在地                | 電話番号<br>(0279) | 管理者 | 面積<br>(㎡) |
|-------------------------|--------------------|----------------|-----|-----------|
| 北軽井沢ふれあい広場              | 長野原町大字北軽井沢 1990    | 82-2244        | 町長  | 625       |
| 長野原町立北軽井沢小学校校庭          | 長野原町大字北軽井沢 1924-44 | 84-3010        | 校長  | 25,500    |
| 浅間小学校<br>(旧長野原町立西中学校校庭) | 長野原町大字応桑 1543-310  | 85-2249        | 校長  | 12,000    |
| 長野原町立長野原中学校校庭           | 長野原町大字長野原 1110-1   | 82-2064        | 校長  | 7,900     |
| 群馬県立長野原高等学校校庭           | 長野原町大字与喜屋 21-1     | 82-2388        | 校長  | 7,893     |
| 長野原町営浅間園                | 嬭恋村大字鎌原 1053-26    | 86-3000        | 園長  | 2,000     |

## 資料13 避難実施要領

【屋内避難（弾道ミサイル着弾前）】

| 避難実施要領                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 月 日 時 分現在                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 屋内避難（弾道ミサイル着弾前）                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>2-1 事態の状況</b>                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 発生時期                                                                                                                                                                                     | 令和 年 月 日 時 分                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 発生場所                                                                                                                                                                                     | _____内全域                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 実行の主体                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事案の概要と被害状況                                                                                                                                                                               | _____による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 今後の予測・影響と措置                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過。</li> <li>・迅速に対応できるよう、_____区住民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、_____区住民のとるべき行動について周知する。</li> </ul>                                                                                                        |
| 気象の状況                                                                                                                                                                                    | 天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>2-2 避難住民の誘導の概要</b>                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 要避難地域                                                                                                                                                                                    | _____内全域                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 避難先と避難誘導の方針                                                                                                                                                                              | <p>知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、_____区住民がいる場所の近傍の堅牢な建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。</p>                                                                                                                                           |
| 避難開始日時                                                                                                                                                                                   | 令和 年 月 日 時 分                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 避難完了予定日時                                                                                                                                                                                 | 令和 年 月 日 時 分                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>2-3 関係機関の措置等</b>                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 措置の概要                                                                                                                                                                                    | 事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 連絡調整先                                                                                                                                                                                    | <p>長野原警察署<br/>陸上自衛隊第12旅団司令部</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事態の特性                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での歩行が困難な者や観光客日本語の理解が不十分な外国人については、付近にあるものが避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。</li> <li>・担当職員等は屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。</li> <li>・_____区住民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</li> </ul> |

| 4 住民の行動(基本事項)           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋内避難の指示を受けた場合の対応        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 屋内にいる場合                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</li> <li>・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</li> <li>・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテーブルで目張りする等外気を遮断する。</li> <li>・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。</li> <li>・危険動物の逸走対策を行う。</li> <li>・その他必要と認められる事項。</li> </ul>                                                            |
| 屋内にいない場合                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。</li> <li>・避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。</li> <li>・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。</li> <li>・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。</li> <li>・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、又は警察に連絡する。</li> </ul> |
| 5 情報伝達                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 避難実施要領の住民への伝達方法         | ・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 避難実施要領の伝達先              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野原警察署</li> <li>・吾妻広域消防 長野原分署</li> <li>・陸上自衛隊第12旅団司令部</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 職員間の連絡手段                | ・緊急連絡網                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 6 緊急時の連絡先               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 長野原町<br>国民保護／緊急対処事態対策本部 | 電話：0279-82-2244<br><br>FAX：0279-82-3115                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

【屋外避難（弾道ミサイル着弾後）】

| 避難実施要領                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野原町長<br>月 日 時 分現在                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 屋外避難（弾道ミサイル着弾後）                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>1 群馬県からの避難の指示の内容</b>                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 国の対策本部長は____町・村____地区において発生した爆発について、____から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の長野原町____地区及び隣接する____町・村____地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2-1 事態の状況                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 発生時期                                                                                                                                    | 令和 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分                                                                                                                                                                                                                                 |
| 発生場所                                                                                                                                    | ____町・村____地区                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 実行の主体                                                                                                                                   | ____                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事案の概要と被害状況                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・____町・村____地区にミサイルが落下し爆発。NBC 弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。</li> <li>・政府の情報では、更なるミサイル発射の可能性はないとのこと。</li> </ul>                                                                                                                  |
| 今後の予測・影響と措置                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。</li> <li>・更なる爆発の可能性や NBC 弾が搭載されていた可能性を視野に対処する必要がある。</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 気象の状況                                                                                                                                   | 天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2-2 避難住民の誘導の概要                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 要避難地域                                                                                                                                   | 着弾地点に近い長野原町____地区                                                                                                                                                                                                                                                |
| 避難行動要支援者数                                                                                                                               | ____人                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 避難先地域と避難誘導の方針                                                                                                                           | ____地区へ避難させる。要避難地域以外の地域でも、不要不急の外出を避け、努めて屋内避難を継続。                                                                                                                                                                                                                 |
| 避難施設                                                                                                                                    | ____（長野原町大字____、連絡先：____ - ____）                                                                                                                                                                                                                                 |
| 避難経路                                                                                                                                    | 国・県・町 道____線                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 避難手段                                                                                                                                    | 徒歩                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 避難に当たっての留意事項                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、登録制メール等の手段を活用し、住民へのミサイル関連情報の伝達に努める。</li> <li>・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の伝達、住民の誘導等を実施する。</li> </ul>                                                                                                              |
| 2-3 関係機関の措置等                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 措置の概要                                                                                                                                   | 事態に備え、関係機関との連絡調整を図る                                                                                                                                                                                                                                              |
| 連絡調整先                                                                                                                                   | 長野原警察署<br>陸上自衛隊第 12 旅団司令部                                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事態の特性<br>（除染の必要性等）                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での歩行が困難な者や観光客日本語の理解が不十分な外国人については、付近にあるものが避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。</li> <li>・担当職員等は屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。</li> <li>・____区住民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</li> </ul> |

| 4 避難住民の誘導に関する事項                |                                                                                                                                         |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員の配置場所・人数                     | 安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置                                                                                                                   |
| 避難行動要支援者の避難誘導方針                | <p>_____入居者<br/>：同施設の福祉車両を使用し「_____」へ避難させる。</p> <p>要避難地域内の居宅者<br/>：福祉部局より警察機関に要支援者の情報を提供し、警察機関にて保護したうえで、福祉部局が用意した車両にて「_____」へ避難させる。</p> |
| 5 情報伝達                         |                                                                                                                                         |
| 避難実施要領の住民への伝達方法                | ・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。                                                                                    |
| 避難実施要領の伝達先                     | ・長野原警察署<br>・吾妻広域消防 長野原分署<br>・陸上自衛隊第12旅団司令部                                                                                              |
| 職員間の連絡手段                       | ・緊急連絡網                                                                                                                                  |
| 6 緊急時の連絡先                      |                                                                                                                                         |
| <u>長野原町</u><br>国民保護／緊急対処事態対策本部 | 電話：0279-82-2244<br>FAX：0279-82-3115                                                                                                     |

## 資料14 様式集

### 様式第1号（第1条関係）

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（          年          月          日          時          分）

|                                                              |                                             |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ① 氏名                                                         |                                             |
| ② フリガナ                                                       |                                             |
| ③ 出生の年月日                                                     | 年          月          日                     |
| ④ 男女の別                                                       | 男                          女                |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                                               |                                             |
| ⑥ 国籍                                                         | 日本          その他（                          ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                                            |                                             |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当                                                  | 負傷                          非該当             |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況                                                  |                                             |
| ⑩ 現在の居所                                                      |                                             |
| ⑪ 連絡先その他必要情報                                                 |                                             |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。        | 回答を希望しない                                    |
| ⑬ 知人からの紹介があれば ① ⑦ ⑧ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。          | 回答を希望しない                                    |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する<br><br>同意しない                           |
| ※ 備 考                                                        |                                             |

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                           |                                 |
|-------------------------------------------|---------------------------------|
| ① 氏 名                                     |                                 |
| ② フリガナ                                    |                                 |
| ③ 出生の年月日                                  | 年      月      日                 |
| ④ 男女の別                                    | 男                  女            |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                            |                                 |
| ⑥ 国 籍                                     | 日本      その他（                  ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                         |                                 |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                            |                                 |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                            |                                 |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                              |                                 |
| ⑪ ① ～ ⑩ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意 | 同意する<br>同意しない                   |
| ※ 備 考                                     |                                 |

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|           |  |     |  |
|-----------|--|-----|--|
| ⑪ の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所   |  | 続柄  |  |

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## 報告日時：            年    月    日    時    分

市町村名：長野原町 担当者名：

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供にかかる希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

|                                                                      |                                                                         |           |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 総務大臣<br>都道府県知事 殿<br>長野原町長                                            |                                                                         | 年 月 日     |
| 申 請 者<br>住所（居所）                                                      |                                                                         |           |
| 氏 名                                                                  |                                                                         |           |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。 |                                                                         |           |
| 照会をする理由<br>（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）                                | ① 被照会者の親族又は同居者であるため。<br>② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。<br>③ その他<br>（ ） |           |
| 備 考                                                                  |                                                                         |           |
| 被照会者を特定するために必要な事項                                                    | 氏 名                                                                     |           |
|                                                                      | フ リ ガ ナ                                                                 |           |
|                                                                      | 出生の年月日                                                                  |           |
|                                                                      | 男 女 の 別                                                                 |           |
|                                                                      | 住 所                                                                     |           |
|                                                                      | 国 籍<br>（日本国籍を有しない者に限る。）                                                 | 日本 その他（ ） |
|                                                                      | その他個人を識別するための情報                                                         |           |
| ※ 申 請 者 の 確 認                                                        |                                                                         |           |
| ※ 備 考                                                                |                                                                         |           |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

|                                     |                         |            |
|-------------------------------------|-------------------------|------------|
| 年 月 日                               |                         |            |
| 殿                                   |                         |            |
| 総務大臣<br>都道府県知事<br>長野原町長             |                         |            |
| 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 |                         |            |
| 避難住民に該当するか否かの別                      |                         |            |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別      |                         |            |
| 被<br>照<br>会<br>者                    | 氏 名                     |            |
|                                     | フリガナ                    |            |
|                                     | 出生の年月日                  |            |
|                                     | 男 女 の 別                 |            |
|                                     | 住 所                     |            |
|                                     | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日本 その他 ( ) |
|                                     | その他個人を識別するための情報         |            |
|                                     | 現 在 の 居 所               |            |
|                                     | 負傷又は疾病の状況               |            |
|                                     | 連絡先その他必要情報              |            |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(別記様式1)  
収用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

|   |                      |
|---|----------------------|
| { | 第81条第2項              |
|   | 第81条第4項              |
|   | 第183条において準用する第81条第2項 |
|   | 第183条において準用する第81条第4項 |

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 長野原町長

印

| 収用すべき物資の<br>種類 | 数 量 | 所在場所 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備 考 |
|----------------|-----|------|------|------|-----|
|                |     |      |      |      |     |
|                |     |      |      |      |     |
|                |     |      |      |      |     |
|                |     |      |      |      |     |

(用紙はA5)

(別記様式2)  
保管第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

|   |                      |
|---|----------------------|
| { | 第81条第3項              |
|   | 第81条第4項              |
|   | 第183条において準用する第81条第3項 |
|   | 第183条において準用する第81条第4項 |

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 長野原町長

印

| 保管すべき物資の種類 | 数 量 | 保管すべき場所 | 保管すべき期間 | 備 考 |
|------------|-----|---------|---------|-----|
|            |     |         |         |     |
|            |     |         |         |     |
|            |     |         |         |     |
|            |     |         |         |     |

(用紙はA5)

(別記様式3)  
使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 { 第82条  
第183条において準用する第82条

の規定に基づき、次のとおり土地又は家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 長野原町長

印

| 名 称 | 数 量 | 所在場所 | 範 囲 | 期 間 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備 考 |
|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-----|
|     |     |      |     |     |      |      |     |
|     |     |      |     |     |      |      |     |
|     |     |      |     |     |      |      |     |
|     |     |      |     |     |      |      |     |

(用紙はA5)

(別記様式4)  
取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名

住 所

|                              |   |                      |
|------------------------------|---|----------------------|
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | { | 第81条第2項              |
|                              |   | 第81条第3項              |
|                              |   | 第81条第4項              |
|                              |   | 第82条                 |
|                              |   | 第183条において準用する第81条第2項 |
|                              |   | 第183条において準用する第81条第3項 |
|                              |   | 第183条において準用する第81条第4項 |
|                              |   | 第183条において準用する第82条    |

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消したので、  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 { 第16条 において  
準用する第16条の規定により、これを交付する。 第52条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 長野原町長

印

(用紙はA5)

◆改訂履歴

---

長野原町国民保護計画

---

平成20年2月 策定

令和 6年10月 全面改訂（予定）

---

発行・編集

---

長野原町